

島根県報

第一、四六七号

平成十五年五月六日

(火曜日)

告示

目次

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
保安林の指定	(森林整備課)	一
特定調達公告		
島根県立中央病院の医薬品類の買入れに係る一般競争入札の落札者等	(中央病院)	二
島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託に係る一般競争入札の落札者等	"	二
島根県立中央病院医療廃棄物等処理業者委託に係る一般競争入札の落札者等	"	二
島根県立中央病院の医療機器の購入に係る随意契約の相手方等	"	二
教委公告		
島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施	(義務教育課)	四
雑報		
島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正		九

告示

島根県告示第四百五十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年五月六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 ウエル エヌ シー	痴呆対応型共同生活介護	痴呆性老人グループホームたてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	平成十五年四月二十八日
広瀬町	通所介護	痴呆専用通所介護「ひだまり」	能義郡広瀬町広瀬一九一・一	平成十五年五月一日
有限会社 エム・アール・シー	福祉用具貸与	有限会社 エム・アール・シーまるてい介護福祉事業所	出雲市高岡町五〇〇・一	平成十五年五月一日

島根県告示第四百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月六日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字獅子五七三三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をしようとする立木は、当該立木の所在する市町村に属する町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び頓原町役場に提出し置くこととする。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年5月6日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 物品等の名称及び数量

- (1) ジェノトロピン5.3mg (5.3mg 1筒) 1,373筒
- (2) オムニパーケ300シリンジ (64.71% 100mL x 5筒/箱) 978箱
- (3) リューブリン注射用3.75 (3.75mg 1瓶) 1,045瓶
- (4) ノルデイトロピンS注10mg (10mg 1筒) 437筒
- (5) イントロンA注射用600 (600万国際単位 1瓶) 3,976瓶
- (6) フェロン (600万国際単位 1瓶) 553瓶

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画課業務係 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成15年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 株式会社エ/ビル又医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (2) 株式会社エ/ビル又医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (3) 株式会社エ/ビル又医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (4) 株式会社エ/ビル又医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1
- (5) 株式会社サンキ出雲営業所 島根県出雲市菟杵町601番地3
- (6) 株式会社エ/ビル又医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21-1

5 落札金額

- (1) 58,160円/筒
- (2) 65,880円/瓶
- (3) 51,900円/瓶
- (4) 110,920円/筒
- (5) 9,884円/瓶
- (6) 51,570円/瓶

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成15年2月14日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年5月6日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

<p>1 購入等件名及び数量 島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県立中央病院事務局総務課施設管理係 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1</p> <p>3 落札者を決定した日 平成 15 年 3 月 27 日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 大平ビルサービズ株式会社 松江市雑賀町 201 番地</p> <p>5 落札金額 165,942,000 円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 特例公告を行った日 平成 15 年 2 月 14 日</p>	<p>三光株式会社 鳥取県境港市昭和町 5 番地 17</p> <p>5 落札金額 23,625,000 円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 特例公告を行った日 平成 15 年 2 月 14 日</p> <p>次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）第 9 条の規定により公示する。</p> <p>平成 15 年 5 月 6 日 島根県立中央病院院長 中 川 正 久</p>
<p>次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）第 9 条の規定により公示する。</p> <p>平成 15 年 5 月 6 日 島根県立中央病院院長 中 川 正 久</p> <p>1 購入等件名及び数量 島根県立中央病院医療廃棄物処理業務委託 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県立中央病院事務局総務課施設管理係 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1</p> <p>3 落札者を決定した日 平成 15 年 3 月 28 日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所</p>	<p>1 物品等の名称及び数量 X 線骨密度測定装置 DELPHI A 型（米国・ホロジック社製） 1 台</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県立中央病院事務局経営企画課業務係 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成 15 年 3 月 10 日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 共立メデイカル株式会社 出雲営業所 島根県出雲市里方町 225 番地 4</p> <p>5 随意契約に係る金額 32,497,500 円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 号</p>

遊一區に於て。

教育委員会公告

平成十六年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。
平成十五年五月六日

島根県教育委員会委員長 中村 俊 郎

一 目的

この試験は、平成十六年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

二 出願資格

- (一) 次の(一)及び(二)に該当する者が出願できます。
- (二) 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条の欠格事由に該当しない者
- (三) 次表に定める募集種別・募集教科(科目等)の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

高等学校			小・中学校		中学校	小学校	区分
助教諭 (臨時 免許状)	教諭 (特別 免許状)	教諭	教諭		教諭	教諭	募集種別
人程度 二十四			五人程 度(区 分) の 内 数)		二 十 五 人 程 度	三 十 人 程 度	募集 人 数
工業(機械・建築)			中学校 英語、音楽、美術、保健体 育、技術、家庭		国語、社会、数学、理科、英語、音 楽、美術、保健体育、技術、家庭		募集教科(科目等)
工業(機械・建築)、商業			小学校 国語、社会、数学、理科				教員免許状等資格
工業(機械・建築)			● 中学校教諭の普通免許状所有者		● 小学校教諭の普通免許状所有者		年齢等資格
● 高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、志望する教科に関する社会的実務経験を有する者			● 「地理歴史」については、「社会」の高等学校教諭の普通免許状所有者も出願可		● 小学校教諭の普通免許状所有者		● 昭和四十四年四月二日以降の出生者 ● 現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成十六年三月末現在で一年以上の勤務経験を有する者
● 高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、大学(機械、建築)の正規の課程(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る)を卒業又は平成十六年三月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について五十八単位以上を修得又は修得見込の者			● 昭和四十四年四月二日以降の出生者		● 昭和四十四年四月二日以降の出生者		● 昭和四十四年四月二日以降の出生者 ● 現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和三十四年四月二日以降の出生者
● 昭和四十四年四月二日以降の出生者			● 昭和四十四年四月二日以降の出生者		● 昭和四十四年四月二日以降の出生者		● 昭和四十四年四月二日以降の出生者
● 工業、商業の各教科(科目等)については、昭和三十四年四月二日以降の出生者			○ 石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・漣摩郡・那賀郡・美濃郡・鹿足郡)又は隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者				

自己アピール	データ入力票	願書	提出書類	部数	<p>●本県所定の用紙(F・1)を使用すること。</p> <p>●本県所定の用紙(E・1)を使用すること。(記入例はC・1~6。)</p> <p>●本県所定の用紙(D・1)を使用すること。(記入例はB・1~2。)</p>							
						<p>●本県所定の用紙(F・1)を使用すること。</p>						
<p>三 出願手続</p> <p>(一) 出願期間 平成十五年五月二十七日(火)から六月六日(金)(必着)まで ただし、郵送の場合は、平成十五年六月四日(水)消印有効とします。 ●持参の場合の受付時間は、月々金曜日の九時から十七時とします。 ●郵送、持参いずれの場合も、別添の専用封筒を使用してください。 (二) 願書等の提出先 〒六九〇・八五〇二 松江市殿町一番地 島根県教育庁義務教育課 (三) 留意事項</p>												
<p>(四) 提出書類</p> <p>(イ) 区分 区別は、勤務地域を石見地域又は隠岐地域の小学校又は中学校に限定して募集するものです。石見地域又は隠岐地域のいずれかを希望する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。</p> <p>(ウ) 区分 高等学校教諭(特別免許状)の出願者については、社会的実務経験に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日担当者が連絡します。</p> <p>(エ) 書類不備のものは受け付けません。</p>												
<p>備考</p> <p>(一) 教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限りません。 平成十六年三月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。 (二) 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。</p>												
養護教諭	二人程	十五人	<table border="1"> <tr> <td>高等部</td> <td>高等部・ 学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭</td> <td>国語、社会・地理歴史、数学</td> <td>技術</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	高等部	高等部・ 学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭	国語、社会・地理歴史、数学	技術	農業				<p>●養護教諭の普通免許状所有者</p> <p>●盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該教科の高等学校教諭の普通免許状所有者</p> <p>●盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該教科の中学校及び高等学校教諭の普通免許状所有者</p> <p>●昭和四十四年四月二日以降の出生者</p> <p>●現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和三十四年四月二日以降の出生者</p>
高等部	高等部・ 学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭	国語、社会・地理歴史、数学	技術									
農業												

試験 区分 日	及び 小学校 の 願者	及び 小学校 の 願者	筆 記	実 技	七月二十一日(月) 七月二十二日(火) 七月二十三日(水)
	<p>●高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養</p>	<p>●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養</p>	<p>●小学校教諭として必要な専門的知識や教養</p>	<p>●体育実技 なわとび・マット運動・跳び箱運動・鉄棒運動・障害走・走り幅跳び ・バスケットボール・サッカー・表現の中から二種目程度を当日指定して実施</p> <p>○音楽出願者 ピアノ弾き歌い、アルトリコーダーの初見演奏等</p> <p>○美術出願者 水彩画</p> <p>○保健体育出願者 武道(柔道又は剣道のいずれかを出願時に自分で選択) 陸上競技・器械運動・球技・ダンスの中から一〜三種目を当日指定して実施</p> <p>○技術出願者 パソコンの基本操作</p> <p>○家庭出願者 被服、食物に関する実技</p> <p>○保健体育出願者 武道(柔道又は剣道のいずれかを出願時に自分で選択)</p>	

四 選考試験

(一) 第一次試験

(ア) 期日及び会場
筆記試験等

期日・平成十五年七月二十一日(月)

会場・島根県立松江南高等学校 松江市八雲台一・一・一
・島根県立松江商業高等学校 松江市浜乃木八丁目一・一

(イ) 面接試験

期日・平成十五年七月二十二日(火)・二十三日(水)

会場・くにびきメッセ(島根県立産業交流会館) 松江市学園南一丁目一

期日、会場については、受験票送付の際に通知します。

試験内容等

受 験 票	●本県所定の用紙(G・1)を使用すること。	1
連 絡 用 封 筒	●のり付(両面テープ貼付可)封筒角形二号(三三・二cm×二四・〇cm)四百十円分の切手を貼付すること。 ●二部とも封筒の表に、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける)を明記すること。	2

		高等部	中学・高等部	中学部	小学部
教育公務員として必要な一般教養や教職教養					
適性検査					
<ul style="list-style-type: none"> ○理科(物理・化学)出願者については、理科全般及びそれぞれの科目の専門的知識や教養 					
<ul style="list-style-type: none"> ●養護教諭として必要な専門的知識や教養 		<ul style="list-style-type: none"> ●特殊教育諸学校教諭として必要な専門的知識や教養 		<ul style="list-style-type: none"> ●小学校教諭として必要な専門的知識や教養 	
<ul style="list-style-type: none"> ●養護に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ●中・高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養 		<ul style="list-style-type: none"> ●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養 	
<ul style="list-style-type: none"> ●養護に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養 		<ul style="list-style-type: none"> ●技術出願者 パソコンの基本操作 	
<ul style="list-style-type: none"> ●養護に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ○音楽出願者 ピアノ弾き歌い、アルトリコーダーの初見演奏等 ○美術出願者 水彩画 ○保健体育出願者 武道(柔道又は剣道のいずれかを出願時に自分で選択) 陸上競技・器械運動・球技・ダンスの中から一〜三種目を当日指定して実施 ○家庭出願者 被服、食物に関する実技 		<ul style="list-style-type: none"> ●体育実技 なわとび・マット運動・跳び箱運動・鉄棒運動・障害走・走り幅跳び・バスケットボール・サッカー・表現の中から二種目程度を当日指定して実施 	
面接					

(ウ) 試験結果の通知

携行品については、受験票送付の際に通知します。

試験の結果については平成十五年八月二十二日(金)午前九時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて義務教育課ホームページ(<http://www2.pref.shimane.jp/gimu/>)に掲載します。

(二) 第一次試験

(ア) 期日及び会場 平成十五年九月十五日(月)〜二十日(土)の予定です。詳細は第一次試験結果の通知の際に連絡します。

(イ) 試験内容等

小論文	適性検査	面接	模擬授業等	水泳実技	英会話	音楽実技	理科実技
全受験者	全受験者	全受験者	区分を除く受験者 (区分の受験者は、 ロールプレイを行う。)	区分、、、の受験者 の保健体育受験者	各区分の英語受験者	区分、(小学校のみ)、(小学部のみ)の受験者	各区分の理科受験者

(三) その他

(ア) 第二次試験受験者には身体検査として、健康診断書の提出を求めます。

(イ) 第二次試験受験者には、第二次試験日までに次の書類の提出を求めます。

学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●(免許状所有者) 所有するすべての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書。なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を添付すること。(免許状取得見込者) ●平成十六年三月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 ●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。 	1部
教員免許状の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ●(免許状所有者) 所有するすべての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書。 ●平成十六年三月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 ●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。 	1部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	●学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ、文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー)。	1部

五 採用候補者名簿登載等

- (一) 選考試験の成績及び提出された書類等により教員採用候補者を選考し、平成十六年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下、「名簿」という。)に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。
- (二) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (三) 高等学校教諭採用候補者(英語)の選考にあたっては、中国語、朝鮮語、韓国語の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (四) 特殊教育諸学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (五) 教諭採用候補者の選考にあたっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有(平成十六年三月末までに取得見込の者も所有者とみなします)していることを考慮します。
- (六) 登載の結果については平成十五年十月十日(金)午前九時に県庁前掲示板に掲示するほか、第二次試験の途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて、義務
- (七) 教育課ホームページ (<http://www2.pref.shimane.jp/gimu/>) に掲載します。
- (八) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成十七年四月一日までとします。資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取消します。
- (九) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (十) 区分 高等学校教諭(特別免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し別免許状の授与を受ける必要があります。
- (十一) 区分 高等学校教諭(臨時免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間(三年)内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (十二) 選考結果の情報提供を名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は、

総合評価による区分とします。

六 その他

- (一) 受験票が平成十五年七月四日(金)までに届かない場合は連絡してください。
- (二) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

島根県教育庁義務教育課 ☎(〇八五二)二三・五四二三
 島根県教育庁高校教育課 ☎(〇八五二)二三・五四一一

- (三) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書(はがき可)で届け出てください。ただし、出願種別、教科等の変更はできません。
- (四) 提出書類については、一切返却しません。

雑	報
---	---

島根県警察本部告示第37号

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱(平成13年島根県警察本部告示第88号)の一部を次のように改正する。

平成15年5月6日

島根県警察本部長 警視長 鎌 田 聡

第4条第2項第3号中「郵送」を「送付」に改め、「除く。」の次ぎに「第5号において同じ。」を加える。

附 則

この告示は、平成15年5月6日から施行する。

平成十五年五月六日印刷
平成十五年五月六日発行

毎週火・金曜日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江
市学
園南
町
松島
陽根
印刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)